

令和 7 年度 第 6 回丹波市農業委員会
定例総会議事録

令和 7 年 9 月 25 日

令和 7 年度 第 6 回定例総会議事録

1. 日 時 令和 7 年 9 月 25 日 午後 1 時 30 分

2. 場 所 丹波市役所春日庁舎 4 階 大会議室

3. 出席者

○農業委員 (23名)

(柏原地域)	1番 亀井 昌一	2番 堀 巧	
(氷上地域)	4番 萩野 恭敏	5番 兼古 善明	
	6番 平松 稔久	7番 福井 僥	8番 山本 浩子
(青垣地域)	9番 足立 篤夫	10番 足立 年一	11番 萩野 一喜
(春日地域)	12番 萩野 隆太郎	13番 小橋 季敏	14番 新才 泰則
	15番 婦木 克則	16番 細見 滋樹	
(山南地域)	17番 岸本 好量	18番 田中 幸治	19番 野垣 克巳
	20番 和田 憲治		
(市島地域)	21番 荒木 嘉信	22番 萩野 広	23番 橋本 慶子
	24番 米田 豊		

○欠席委員 (1名)

3番 池田 将徳

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 非農地証明願承認について

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について (別冊)

報告第 1 号 農地の形状変更届について

報告第 2 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 3 号 公共工事の届出について

5. 閉会

1. 開会

○議長 それでは、会議を始めます。

令和7年度丹波市農業委員会第6回定例総会を開会いたします。

初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (会長あいさつ)

○議長 ありがとうございました。

それでは、事務局から会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 事務局でございます。

本日の定例総会の出席人数でございます。在任委員24名中、議席番号3番の池田委員から欠席の届出がされ、議席番号8番の山本委員から遅れるとの連絡がありました。つきましては、現時点での出席委員は22名となっております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを御報告いたします。

続きまして、議案書の削除をお願いいたします。2件ございます。

まず1つ目、31ページを御覧ください。

議案第2号、第5条の一番下、番号4番、書類不備により取下げとなりました。図面の35、36ページも削除となります。

続きまして、日程に戻っていただきまして、日程4、報告第4号、青年等就農計画の認定についてでございます。こちらは書類未達により計画認定に至っておりませんので、本日の報告ができないため削除となります。併せて56ページも削除をお願いいたします。以上でございます。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 ありがとうございます。

日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号19番野垣委員、議席番号20番和田委員、両委員よろしくお願ひいたします。

なお、本総会の議事録は、後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 番号1番～番号25番 ～
～ 報告第1号 番号1番 ～
～ 報告第2号 番号2番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は9ページに示しています。

利用計画は、野菜、果樹です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は10ページに示しています。

利用計画は、野菜です。

譲受人は、譲渡人の義理の兄で、譲受人の住居の隣にある農地で、現にもう野菜を栽培されているという状況を確認しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号3番、報告第2号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号3番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は11ページに示しております。

利用計画は、果樹です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

なお、この案件には、報告第2号の番号2番で2アール未満の届が出ており、譲渡人から経過書が提出されています。

経過書。この土地の一部に昭和55年頃、私の父が農業用倉庫を建てたものです。農地法のこととは知らず、許可なく勝手に建てたものだと思います。今後はこういうことのないよう、十分注意いたしますので、今回申請の件は御許可いただきますよう、よろしくお願ひします。と経過報告が出ております。

以上です。

○議長 山本委員はここからの出席となります。

氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番、並びに報告第2号の番号2番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

並びに、報告第2号の番号2番について、御承知おきください。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです、図面は12ページに示しております。栗を栽培する予定です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、譲受人は高齢ですが、作業員を5人確保しており、バックホウや大型草刈機、刈払機などを所有しております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○委員 既に耕作されている面積がありますね。これは何を作られていますか。

○委員 水田と栗です。

○委員 同じ集落で作られているのですか。

○委員 ここではなく、同じ地域。青垣地域です。

○委員 この方の拠点はどちらになるのですか。

○議長 拠点を答えていただければ。

○委員 既に取得されておりました農地は、主に栗が植栽され、もう既に大きな木もございまして、2、3日前も草刈りを5人程の作業員でされておられました。譲受人は色々な事業をやられております。

拠点は、前回に申請がございまして、青垣地域内にあります。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号5番～番号16番、報告第1号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告ですが、番号8番と番号9番につきましては、関連も含め併議という形で、取扱いさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番から番号13番までを、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、農地を売買によって取得し、農業経営を拡大したいというので、図面は13ページに示しております。

申請地は、譲受人の自宅に隣接する農地で、以前から譲受人が耕作しており、現在も野菜など作付けされています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

番号6番は、農地を売買によって取得し、農業経営を拡大したいというので、図面は同じく13ページに示しております。

申請地は、現在も水稻が作付されています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、番号7番は、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は14ページに示しております。

申請人は、Iターンで3年前から住まわれており、農地を取得されるということでございます。利用計画は、水稻でございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

番号8番と番号9番は、農地を売買によって農業経営規模を拡大したいということで、図面は15ページに示しております。

この場所は、以前から保全管理の状態です。

利用計画は、ネギでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

また、2つの農地の間に畦畔がございまして、畦畔を除去し1枚の農地として利用したいということで、形状変更の届を提出されています。

農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

番号10番も、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。図面も15ページに示しております。

ここもネギを栽培したいということでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

番号11番も、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は16ページに示しております。

ここも、譲受人がネギを栽培するということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

番号12番は、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。図面は16ページに示しております。

ここも、譲受人がネギを栽培するということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

番号13番は、農地を売買によって取得し、農業経営規模を拡大したいというもので、図面は16ページに示しております。

ここも、譲受人がネギを栽培するということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員 番号14番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号14番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は17ページ、18ページに示しております。

譲受人は、住所が市外ですが18ページに拠点があり、農地と一緒に購入されることになります。

既に、耕作面積がありますけども、他集落で譲受人の配偶者が管理されております。今回、拠点を取得され、規模を拡大ということで、申請地は全て水稻栽培を計画されています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員 番号15番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号15番の申請者は、親族関係にあります。図面は19ページに示しております。

譲受人は、市外に在住されております。拠点は農地に隣接している所でございます。ご高齢で、サツマイモや果樹を栽培する予定ですが、春日町在住の親戚に農作業は手伝ってもらうということです。

地域委員会といたしましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員 番号16番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号16番は、農地を売買により取得し、新規に農業をしたいというもので、図面は20ページに示しています。

拠点とされる家も購入される予定で、申請地では野菜を作られるそうです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の、全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、番号8番、番号9番、並びに報告第1号の番号1番につきまして、質問、意見

等はございませんか。○○委員。

○委員 こちらの法人は、前も申請が出てたと思うのですが、今度氷上町でも作られるんですか。

○委員 氷上町ではなく春日町船城地区で水稻とか作られています。

○委員 船城地区からこっちに来られるやね。

○委員 そういうことです。機械は船城地区にあります。計画的に、今度新しくネギを作るために機械の購入とか段取りをされています。

○委員 分かりました。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番、番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

並びに報告第1号の番号1番について、御承知おきください。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

番号13番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 議席番号〇番の〇〇です。参考にお聞きしますが、番号8番から番号13番まで、まとまった所で所有権移転になっています。今後の遊休農地とかフォローアップの扱い手を探しているのですけれども、まとまった所で他の地域から入ってこられて購入されるのは、どういう経過でこういう形になったのか、参考に教えていただきたい。

○委員 尋ねてこられたのは、実はきっちつとは分かっていないですが、この集落は早くから高齢者が集落から転出され、農地を売却したいという話がありました。それが最初のきっかけでございました。その農地も、なかなか管理しにくい農地がありまして、そういうきっかけで、こ

の農地を売買という経緯になりました。

そういうことで、地域を一回見て、年に1回か2回草刈って、作ってない所を今回買わせてもらおうかという話になりました。

譲渡人は、年齢的にも高齢の方や、こちらには住んでおられない方で、そういう農地を買おう、作付しようという経過となりました。

○委員 僕が聞きたかったのは、譲渡人にはどういう方法で、紹介されたのかということ。そういうのは聞いてない。

○委員 実はここにある人に紹介をして、紹介された人が、農業をしようとしている人をお願いして、その田を見に来られたということです。最初はそれがきっかけです。

○委員 同じような意見ですけれども、山南町でもそういうのを抱えているのです。その中で、例えば農業委員や推進委員が紹介されたということはないですか。

○委員 ないです。それはないです。

○委員 それはないの。

○委員 それはないですね。要するに、高齢者が自分の子どもの所へ行ったりして、農地の作り手がなくなってきた。そこである方が、誰というのは言うたらいいけませんけど、その方を紹介して、その農地を買いましょうとなつたわけです。そういうきっかけです。

○委員 もう1件、いいですか。

○委員 はい。

○委員 既に、1町5反程作られておりますけども、最初水稻と言われましたけど、これは何を作られているのですか。新しい所はネギばかりですけど、以前購入されたところは、何を作られているのですか。

○委員 1町5反の面積ですね。ちょっと私も詳しいこと分かりませんけど、一応水稻は作っているというぐらいのことしか聞いていないのです。普通のコシヒカリだと思いますけど。それ以上あまり聞いていません。

○委員 はい。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

番号15番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

番号16番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号17番～番号24番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号17番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号17番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというものです、図面は21ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しております、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

拠点と表示している所の住宅を購入され、そして農地を取得するということです。

○委員 番号18番、番号19番、番号20番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号18番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというものです、図面は22ページに示しております。

譲受人は、隣接する住宅を同時に購入されまして、移住をされ、ここを拠点に農業を開始するというもので、果樹を栽培される予定です。

既に軽トラック、耕運機、草刈機等を所有されております。

農業委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号19番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです、図面は23ページに示しております。

利用計画は水稻と、小さな田は、野菜の予定です。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しております、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号20番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです、図面は24ページに示しております。利用計画は、水稻です。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従

事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員 番号21番と番号22番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号21番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、地図は25ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、この方は拠点の住宅と一緒に農地を買われ、農機具は既に管理機と草刈機2台を所有されております。

外国籍の方ですが、事前にその方と面会をしまして、言葉が通じないところもございましたが、申請代理人を通じて、農業意欲があることを確認しています。

番号22番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は26ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

既に譲受人が耕作をされておりまして、柿、栗、野菜を作られております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員 番号23番、番号24番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号23番は、農地を売買により取得し、作業性をよくするための申請でございます。図面は27ページに示しております。

図面ですが、この申請地の右側が、譲受人の農地となっております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号24番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は28ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号17番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 これ、畑か田と思うんですけど、農業機械は持っているんですか。

○委員 機械は、耕運機を購入予定であります。果樹、サツマイモ、ブルーベリー、野菜を作付したいということです。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。

番号18番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。

番号19番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号19番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号19番は、許可すべきものと決定いたします。

番号20番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号20番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号20番は、許可すべきものと決定いたします。

番号21番について、質問、意見等はございませんか。

この方の国籍や在留資格も確認していただいていると思うのですが、説明はないですか。

○委員 在留資格。

○議長 どういう内容なのか。事務局から報告をお願いします。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

個人的な内容なので、暫時休憩していただきたいですか。

○議長 個人情報もあるので、暫時休憩をしたいと思います。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開いたします。

先ほどの在留資格の確認について、事務局から説明してもらいます。

それでは、事務局。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

申請書の添付書類の中で、在留資格でございますが、農地を取得できる在留資格であるということが記載された添付書類がございましたので、それをこちらで確認しております。

以上でございます。

○議長 ほかに御質問等、ございませんでしょうか。

○○委員。

○委員 説明で言葉が通じなかつたというところで、地域調和要件が取れるかどうか。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

申請の際に、申請者の方に御来庁いただきまして、対応をさせていただきました。

事務局職員の言葉に対しては、ほぼ理解はされています。ただ、簡単な日本語は可能でございますが、長文でありますとか、難しい言葉については、中には使うことができない場合もあるという状態でございます。

今後は、翻訳のアプリとか、同行されておりました申請代理人が様子を見ながら、地域になじんでいけるようにやっていきたいということです。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ほかに質問、○○委員。

○委員 この方、○○ということで、拠点は農地の近くに確保されるということですが、こちらに移り住むのは難しいと思うのですけれども、拠点をどう利用し農地を管理されるのか。どういう作物を作つて利用されるのか。その辺、お伺いしたいと思います。

○委員 本人とお出会いして聞いたのは、地図に小さい方と大きい方があるのですが、小さい方は柚子を植えておられます。管理は草刈りくらいです。

大きい方は、畑です。管理機を持っておられますので、それでコツコツと野菜を作りたいと言わされておりました。

○委員 拠点を確保されるのですけれども、その拠点をどういう形で利用され、農地を管理されるのですか。多分、○○ということなので、○○からこちらへ移り住むということはできないのじゃないかと想像するのですけど。

○委員 移り住まわれます。

○議長 住民票もこちらへ。

○委員 はい。

○委員 この地図の上の所へ入られる。

○委員 分かりました。

○議長 はい、ありがとうございます。

ほかに質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号21番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号21番は、許可すべきものと決定いたします。

番号22番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号22番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号22番は、許可すべきものと決定いたします。

番号23番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号23番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号23番は、許可すべきものと決定いたします。

番号24番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号24番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号24番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号25番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号25番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号25番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は29ページです。現在、利用権を設定し、水稻を栽培しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号25番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号25番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号25番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 番号1番～番号3番 ～

○議長 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会からの確認報告ですが、番号1番、番号2番は一体利用でございますので、併議という形でさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番と番号2番は、一体利用の案件であるため一括で、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番と番号2番は、売買により露天駐車場として利用するための申請です。図面は32ページと33ページに示しております。

申請地の農地区分は、鉄道の駅から300メートル以内に位置するため、第3種農地と判断されると考えます。

この申請は、本社建物、工場全体の効率化を図るために、本社敷地内の駐車場を使用している従業員の車を移動させ、来客用のみの駐車場としたいと考えています。その従業員用の駐車場として、露天駐車場を32ページの既設駐車場の南側に68台分を新設する計画をされています。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番、番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番、番号2番について、許可相当と意見を付して進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、売買により取得し、太陽光発電設備として利用する申請で、図面は34ページに示しております。

今回の申請地の南側には、昨年9月に許可された太陽光発電設備が、また当該申請地の北側には、4、5年前に許可されました太陽光発電設備に囲まれた場所となっております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第3号 番号1番～番号8番 ～

○議長 それでは、議案第3号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番及び番号2番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は40ページに示しております。

9月16日に確認したところ、現地は住宅・倉庫・物置となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の現状から見て、非農地と判断しても特段に影響はない見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和40年頃から、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題はないと考えております。

番号2番も、地目変更のための非農地証明願です。図面は40ページに示しております。

9月16日に確認したところ、現地は住宅・倉庫となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の現状から見て、非農地と判断しても特段に影響はない見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和40年頃から、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号3番、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は41ページに示しています。

9月16日に現地を確認したところ、5筆の内4筆は車庫及び進入路となっております。もう一筆は住宅の一部となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和58年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 続きまして、番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は42ページに示しております。

9月16日地域委員会で確認したところ、現地は住宅となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成5年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は20ページに示しています。

9月17日の地域委員会において確認したところ、現地は車庫となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和55年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は43ページに示しております。

9月12日の地域委員会で確認しましたところ、現地は住宅となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

これは、平成10年に第5条の許可を受けて、平成12年に建物が完成しましたが、地目変更の登記がなされてなかったものでございます。

よって、農地でなくなった時期は、平成12年頃で、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号7番、番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 7 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は 44 ページに示しています。

9月 12 日の地域委員会にて確認したところ、現地は倉庫になっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和 62 年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成 31 年 3 月 29 日付け、非農地判断についての 3 の (2) のウに該当するため、地域委員会としましては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号 8 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 8 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は 45 ページです。

9月 12 日に確認したところ、現地は農業用倉庫となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成 16 年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成 31 年 3 月 29 日付け、非農地判断についての 3 の (2) のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 7 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 7 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 7 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号 8 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 8 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 8 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

休憩を取ります。

(休憩)

(再開)

～ 議案第 4 号 ～

○議長 それでは、会議を再開いたします。

議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 4 号朗読

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番から番号10番までを、9月16日の氷上地域委員会において確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はございません。

なお、番号10番は遠方の方ですが、知り合いの方がこの集落に入られており、そこの機械等をお借りして、通いで作業をすることを聞いております。今後もこういう形で、農作業をやっていきたいと確認しております。

○議長 春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号11番から番号15番までを、9月17日の春日地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号16番について、9月12日の山南地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号17番から番号20番まで、9月12日の市島地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 各地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第4号の農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第4号、農用地利用集積等地域計画に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

補足することはございませんか。

○委員 特にありません。

○議長 内容につきまして、質問等ございませんでしょうか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号、農地法施行規則該当転用届について、御承知おきください。

～ 報告第3号 ～

○議長 報告第3号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

質問等、ございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号、公共工事の届出について、御承知おきください。

本日予定しておりました議題につきましては、以上でございます。

この際、何か意見、御質問等ございませんでしょうか。

ないようでしたら、事務局から1点お諮りしたいことがあるということですので、事務局お願いします。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

1点お諮りしたい件でございます。議案書の表記でございます。本日の議案書の本編の38ページをお開きください。

こちら非農地証明願の議案書の備考欄でございますが、現在は証明者のところが、自治会の役職名、自治会長個人のお名前、その他自治会長以外の方の証明があるということを表記しております。

今回、お諮りさせていただきたいのは、この表記でございまして、証明者、○○自治会長で、個人名はもう割愛をさせていただいて、「○○自治会長、他1名」という形で、来月から議案書の作成をしたいと考えております。

特に、自治会長個人のお名前が審議に影響することはないと考えておりますし、その点、議案書の変更につきまして、委員の皆様にお諮りさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長 事務局から今、お諮りしたいということでございますので、どうしても名前が要るというようなことはないと思うのですが、事務局提案のとおり自治会長の個人名は来月から表記をしないという形で、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは来月からの議案書には、自治会長個人名は表記しないということで、進めてまいりたいと思います。

なお、各申請書には自治会長の名前が入っておりますので、それぞれ皆さんで管理をいただきたいと思いますので、お願ひします。ありがとうございます。

それでは、事務局から。

○事務局 (事務連絡)

○議長 それでは、今御案内がありましたように、この後、第2回目の農業施策検討委員会がございますので、該当の委員の皆さん、よろしくお願ひいたします。

それから、既に皆さん、お手元にある方もあるかもしれないんですけど、今月農業委員会だよりが各戸に配付されますので、表紙は株式会社百姓屋あしださんです。

それでは、本日の会議はこれで終了したいと思います。どうも御苦労さまでした。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和 7 年 9 月 25 日

議長 ㊞

議事録署名委員（19番委員） ㊞

議事録署名委員（20番委員） ㊞